

平成21年度環境省政策評価書（事後評価）要旨

評価実施時期：平成22年4月

担当部局：総合環境政策局

施策名：（施策9）環境政策の基盤整備

施策体系：（目標9-2）環境アセスメント制度の適切な運用と改善

評価結果の概要

【達成の状況】

- 環境影響評価制度の適切な運用と改善については、環境影響評価法に基づく手続を通じ、適切な環境配慮が図られた。環境影響評価に関する情報をインターネット等を活用して提供する体制の整備、環境影響評価に係る技術手法の向上、改善のための検討を行うなどの進展があった。また、地域における環境影響評価に係る体制の強化を進めた。
- 平成21年6月に法律の施行後10年を迎えたことを受けて、施行の状況についての検討を重ね、22年2月22日に中央環境審議会から「今後の環境影響評価の在り方について」答申がなされた。この答申を踏まえ、計画段階配慮手続（戦略的環境アセスメント）や環境保全措置等の結果の報告・公表手続を盛り込んだ「環境影響評価法の一部を改正する法律案」が同年3月19日に閣議決定された。

【必要性】

- 環境影響評価制度は、事業の実施にあたり、あらかじめその事業による環境への影響について、事業者自らが適正に調査、予測、評価を行い、その結果に基づいて環境保全措置を検討することなどにより、その事業計画を環境保全上、より望ましいものとする仕組みであり、環境保全上、必要不可欠な制度である。
- 法施行後10年を迎えたことを受けて、施行の状況についての検討を重ね、平成22年3月に改正法案を国会に提出した。法案の成立後は、政省令の整備や施行に向けた調査・検討等を速やかに行っていくことが必要である。
- 事業者が住民等の意見に配慮して適切な環境配慮が図られるためには、環境影響評価に関する情報をインターネット等を活用して提供することで、環境影響評価法に対する住民等の理解や手続への住民等の参加を促すことが必要である。また、事業者、地方公共団体、地域住民等が環境影響評価の実施に当たって必要な情報を利用できるよう環境影響評価図書に含まれる環境情報のデータベース化及び提供が必要である。
- 最新の科学的知見を踏まえた技術手法の精度の向上や将来的に実施が見込まれる事業種に係る技術手法の知見の蓄積が常に求められており、環境影響評価に係る技術手法の向上、改善のための調査検討が必要である。
- 戦略的環境アセスメントの迅速かつ効率的な対応及び環境影響評価手続終了案件フォローアップの着実な実施のため、地域における環境影響評価に係る体制の強化が必要である。
- 戦略的環境アセスメントについては、今回の法改正において個別事業の位置・規模又は施設の配置、構造等の検討段階を対象とした戦略的環境アセスメント制度を導入した。今後、より上位の戦略的環境アセスメントの整備に向けて、諸外国の戦略的環境アセスメントに関する情報を補完するとともに、我が国において導入可能な手続の基本的なあり方を検討していく必要がある。

【有効性】

- 環境影響評価制度に基づき、事業者は、国民や地方公共団体、国の意見に対応して環境影響評価書等を補正する等の取組を行っている。こうした手続を通じて、事業や地域の特性に応じた適正な環境配慮が進められており、有効性は高い。また基本的事項の改正を受けた主務省令の改正（平成18年3月）により、環境影響評価の客観性や透明性の向上が図られている。さらに、地方においても環境影響評価条例の整備が進められた結果、法と条例とが一体となって幅広い規模・種類の事業を対象に、より環境保全に配慮した事業の実施を確保する機能を果たしている。
- 平成21年度は環境影響評価法に基づく手続が7件完了し、環境配慮の徹底が図られた。また、平成21年度には、手続の中で環境大臣に対し意見照会があった5件について、希少種の保全対策の適切・確実な実施や温室効果ガスの削減に対する適切な措置等を求める環境大臣意見を述べることで、適切な環境配慮を図るといった期待どおりの成果が得られた。
- 環境影響評価法に基づく環境影響評価手続の実施状況等については、中央環境審議会総合政策部会の下に環境影響評価制度専門委員会を設置し、環境影響評価制度の各論点に係る議論を行い、それをもとに中央環境審議会から環境大臣に対し答申がなされた。また、これを踏まえ3月にはSEA、事後調査等を盛り込んだ改正法案が閣議決定された。
- 技術に関する情報収集については、環境影響評価の対象事業に関連する環境保全措置に係る情報の整理・分析を行い、環境保全措置の検討に資する環境技術情報及び実施事例等に関する知見の提供について検討を進め、事業者や審査主

体による環境保全措置の検討の効率化が図られ、期待どおりの成果が得られた。

- ホームページによる情報提供により、環境影響評価制度の内容と手続き中の案件の周知を行っているが、平成21年度には新たに環境影響評価法による評価書9冊、条例による評価書の概要情報を掲載することで、環境影響評価制度に対する関係者の理解を深め、環境影響評価手続への住民等の参加を促すことができ、期待通りの成果が得られた。
- 技術手法の精度の向上のための検討を行い報告書等としてとりまとめて提供することにより、より適切な環境影響評価が行われるとともに評価の信頼性が高くなり、期待通りの成果が得られた。
- 戦略的環境アセスメントの迅速かつ効率的な対応及び環境影響評価手続終了案件フォローアップの着実な実施のため、地方環境事務所において、アセスサポーターをモデル的に雇用し、その活用を図るなど、地域における環境影響評価に係る体制の強化に一定の進展があり、期待通りの成果が得られた。

【効率性】

- 環境影響評価制度の存在により、事業者が事業実施前から環境に配慮することから、事業実施後に環境への負荷を低減する取組をする場合に比べて、より少ない費用でより大きな効果を上げることが期待できる。また、ある一律の基準までの環境保全上の責務を求める他法令と異なり、国民や自治体、国の意見も踏まえ、事業者がそれぞれの事業特性や地域特性に応じて環境に最大限の配慮を行うことで、環境上の最大効用を求めることができる。
- 戦略的環境アセスメントによる上位計画や政策の決定の段階で環境保全上の配慮を行うことにより、事業実施段階で環境保全上の配慮を行う場合に比べ、より少ないコストで大きな環境保全上の効果が期待できる。

【今後の展開】

- 環境影響評価法については、「環境影響評価法の一部を改正する法律案」が平成22年3月に閣議決定され、国会に提出されたところであり、法案の成立後速やかに政省令の整備や施行に向けた調査・検討等必要な措置を講ずる。
- 平成17年度に見直しが行われた基本的事項については、概ね5年程度を目途として点検することとされており、第2回点検のための検討を進める。また、法改正で新たに盛り込まれる手続に係る基本的事項の策定について検討を行う。
- 中央環境審議会の答申を踏まえ、今後、政令の改正により風力発電施設を法対象事業に追加するため、規模要件や調査、予測及び評価の手法に関する基本的な考え方について検討する。
- 最新の科学的知見を踏まえた環境影響評価の技術手法の開発・改良や、将来的に実施が見込まれる事業種に係る技術手法の知見の蓄積、環境影響評価図書に含まれる環境情報のデータベース化及び提供、環境影響評価の専門性を有する人材の育成などを通じて、開発事業へのより一層の環境配慮の統合を図る。
- より上位の戦略的環境アセスメントの導入等、中央環境審議会で今後の課題とされた事項について検討を重ねていく。
- 環境影響評価手続を終了した案件のフォローアップの充実、SEAの実施のため、地方環境事務所の体制の整備・強化を引き続き進める。

【達成すべき目標、指標、目標年度、実績値等】

指標の名称及び単位		①(参考)環境影響評価法に基づく手続の実施累積件数(当初から法によるもの)[件] ②(参考)地方公共団体における上位計画等に係る環境影響評価に関する制度数[制度]						
指標年度等		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	目標年	目標値
指標	①	161(111)	169(119)	177(127)	179(129)	188(138)	—	—
	②	4	4	5	5	5		
目標を設定した根拠等		基準年	—		基準年の値	—		
		根拠等	—					